

＜一部負担金の割合＞

区分	一部負担金の割合 記載事項	判定条件
一般Ⅰ 区分Ⅱ 区分Ⅰ	1割	世帯全員が住民税非課税の方 または 住民税課税世帯で同一世帯に現役並み所得者と2割負担の被保険者がいない方
一般Ⅱ	2割	令和5年中の住民税課税所得28万円以上の被保険者及びその被保険者と同一世帯の被保険者のうち、 【同一世帯に被保険者が1人の場合】 「年金収入＋その他合計所得金額」が200万円以上の方 【同一世帯に被保険者が2人以上いる場合】 「年金収入＋その他の合計所得金額」の合計が320万円以上の方
現役並み所得者	3割	令和5年中の住民税課税所得145万円以上の被保険者およびその被保険者と同一世帯の被保険者 ★ただし、課税所得145万円以上の方がいる場合であっても次に該当する場合は、「1割」または「2割」となります。 【同一世帯に加入者が1人の場合】 その方の収入合計金額383万円未満、またはその方の収入と同じ世帯の70～74歳の方全員の収入の合計金額が520万円未満 【同一世帯に加入者が2人以上の場合】 加入者全員の収入合計金額520万円未満

【裏面もご覧ください】

<高額療養費>

1 か月間（暦月）にご負担いただく限度額です。医療機関等窓口の支払い額が自己負担限度額を超えた場合は、申請に基づき差額分を払い戻します。

高額療養費に該当した際に、改めて申請の方法をお知らせします。

所得区分			自 己 負 担 限 度 額（月額）	
			外来 （個人単位）	外来＋入院 （世帯単位）
3割負担の方 （現役並み所得者）	住民税課税所得 690 万円以上		252,600 円＋（医療費－842,000 円）×1% 〈140,100 円〉※4	
	住民税課税所得 380 万円以上		167,400 円＋（医療費－558,000 円）×1% 〈93,000 円〉※4	
	住民税課税所得 145 万円以上		80,100 円＋（医療費－267,000 円）×1% 〈44,400 円〉※4	
2割負担の方	一 般 Ⅱ		18,000 円 または （6,000 円＋（医療費※1－30,000 円）×10%）の低い方 （年間 144,000 円上限）	57,600 円 〈44,400 円〉※4
1割負担の方	一 般 Ⅰ		18,000 円 （年間 144,000 円上限）	57,600 円 〈44,400 円〉※4
	非課税世帯 住民税	区分Ⅱ ※2	8,000 円	24,600 円
		区分Ⅰ ※3	8,000 円	15,000 円

- ※1 医療費が 30,000 円未満のときは 30,000 円として計算
- ※2 区分Ⅱは、世帯員が全員市町村民税非課税の場合
- ※3 区分Ⅰは、世帯員が全員市町村民税非課税で世帯員全員の判定用所得額が 0 円の場合
- ※4 過去 12 か月以内に限度額を超えた支給が 3 回以上あった場合、4 回目以降は限度額が下がります。